

ID: 110

担当部署: 町民生活課

処分の概要	設備等の設置の承認		
例規名 根拠条項	大河原町墓地条例 第12条		
例規番号	昭和50年条例第14号		
<b>【基準】</b> 第12条の規定による。 (設備届) 第12条 使用者が墓地内に工作物その他の設備をしようとするときは、町長の承認を受けなければならない。 2 町長は、前項の届出が適当でないとき認めるときは承認しない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日